

志木市後見ネットワークセンター便り

🌸🌸🌸🌸 後見ネットワークセンターを紹介します 🌸🌸🌸🌸

成年後見制度の相談・利用支援

＜相談例＞

- ・制度について知りたい
 - ・利用すべきかどうか悩んでいる
 - ・申立書類作成を教えてほしい
 - ・親族後見人だが、家庭裁判所に提出する書類の書き方を教えてほしい。
 - ・任意後見制度について知りたい など
- ☆令和6年度（10月現在）計125件

法律相談

成年後見制度を始めとした権利擁護に関する相談に無料で応じています。

- ・金曜日（月4回）13時～16時まで
- ・司法書士または弁護士が対応（予約制）
- ・どなたでも相談可能

☆令和6年度（10月現在）
計26件



普及・啓発

成年後見制度を必要な人に利用していただけるよう実施しています

- ・市内福祉事業所に向けた研修
- ・成年後見制度に関する講座、講演会
- ・後見ネットワークセンター便り（年3回）
- ・親族後見人向け交流会
- ・出前講座（町内会、サロン等）



市民後見人の養成と活動支援

○養成

市民後見人として活動するために必要な成年後見制度のしくみや、成年後見人の心構えなどを学ぶ「市民後見人養成講座」を実施しています。現在「市民後見人候補者名簿」登録者は32人です。次回は、令和7年度の実施を予定しています。

養成講座修了後、登録者に対し、フォローアップ研修を年に2～3回実施しています。「対象者理解」や「後見業務の実務」など、市民後見人の活動に必要な知識や技術を学ぶ講座や実習を実施しています。

○活動支援

受任中の市民後見人に対し、家庭裁判所への提出書類の確認、疑問に対する助言等を行っています。同じ地域の身近な存在である「市民らしさ」を大切にしながら活動できるよう、サポートしています。また、市民後見人経験者の情報交換の場である「市民後見人の集い」の運営支援も行っています。

『成年後見制度と税理士について』

後見ネットワークセンターでは、専門職が集まり運営方法や方針について企画運営会議で検討しています。今回は、企画運営会議メンバーである関東信越税理士会朝霞支部の松村秀樹税理士にお話を伺いました。



「私の成年後見人になってもらえないですか？」

会社を定年退職し、第二の人生をスタートした顧問先の方からのこの一言が、私が成年後見制度を知ったきっかけです。約20年前のことで、当時はどのような制度か理解しておらず、今思えば何かお手伝いができたのではないかと思います。

成年後見制度とは、判断能力が十分でない方々の大切な権利と財産を守る（支援する）ことで、共に生きる社会の実現を目指す仕組みです。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の二つがあります。任意後見制度とは、本人の判断能力がまだ十分あるうちに将来に備え、本人の意思で後見人を選ぶ制度です。法定後見制度とは、認知症などで本人の判断能力が不十分な場合、家庭裁判所が後見人を選任する制度です。

税理士は任意後見人になることができるだけでなく、税理士会が行っている所定の研修を終了し成年後見人等の候補者となる税理士の名簿を家庭裁判所に提出していますので、法定後見人になることもできます。

また、令和4年3月の税理士法施行規則の改正により、税理士法人の業務範囲が拡大され、令和4年4月1日以降、税理士法人は定款に定めるところにより、成年後見人等の事務を行うことができるようになりました。

全国各地の税理士会は成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する質問に対して無料で相談を受け付けています。

さらに、日本税理士会連合会成年後見支援センターでは、地域の税理士会における成年後見制度の指導者を養成するための研修を、また、地域の税理士会では、成年後見人等に従事する税理士会会員のための研修を実施しています。

我々税理士は、納税義務者の信頼にこたえる税務の専門家として、日頃から会社経営者の税金に関する相談、不動産賃貸等を業とする個人の方の資産管理などのお手伝いをしています。このような経験から、今後も、財産の保全と適切な管理ができるように努めたいと考えております。

成年後見制度においては、後見人だけではなく、周囲の人たち一人一人の意識で被後見人の生活環境が変わってきます。そこには統一した答えはなく、被後見人にあった生活環境を見つけ出し、被後見人が安心して暮らしていける環境づくりも必要と考えます。

発行：志木市基幹福祉相談センター（後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

E-mail：kikan-soudan@shiki-syakyo.or.jp

次回発行は、令和7年3月予定です